

〇〇町第一町内会自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町第一町内会自主防災会の防災活動に必要な事項を定めることによって、地震その他の災害による被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

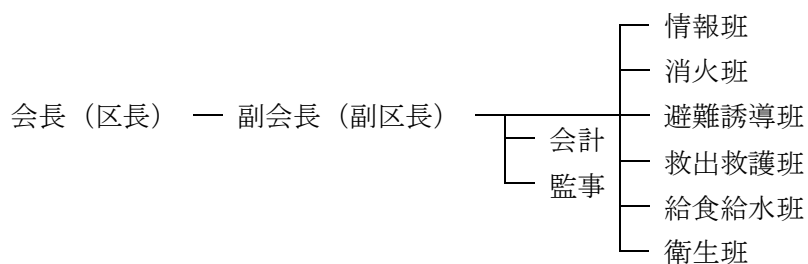
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 衛生活動に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



会計、監事及び各班長は町内会役員をもって充てる。

4 防災知識の普及

会員の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。

- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 避難場所、避難方法に関すること。
- オ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- カ その他防災に関すること。

(2) 普及方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 講演会、映画会等の開催

5 防災訓練

地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次のとおり年に1回、防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練
- オ 給食、給水訓練

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

6 情報の収集伝達

災害発生時において、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

(3) 市への情報伝達

災害が発生した場合は、高崎市総務部防災安全課へ次の情報を伝達するものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害の原因

- ウ 災害発生場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ その他必要な事項

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震発生時における出火防止の徹底を図るため、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ア 消火器、バケツの各家庭への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

救出救護が必要な人が出た場合は、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、積極的に協力する。

(2) 負傷者の搬送

救出救護班員は、負傷者が医師の手当が必要であるときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

地震による被害及び火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき、又は会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班員に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘

各自主防災会で決めた避難場所を記入します。

導する。

避難場所（**指定避難所：〇〇小学校、一時避難場所：〇〇集会所、〇〇公民館**）

1 0 給食給水

避難場所等における給食及び給水は、次のとおり行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、防災関係機関から配分された食料、地域内の家庭又は米穀販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1 1 衛生活動

衛生班は、防災関係機関と協調して被災地防疫、衛生活動を行う。